

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 25 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 横 山 和 弘

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 8 日から 令和 7 年 8 月 18 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 21 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 27 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 25 日から 令和 7 年 8 月 29 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 25 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 空知郡奈井江町字奈井江町
地 番 87番51
地 目 雑種地
地 積 331平方メートル
(現況)
地 目 宅地
- 2 所 在 空知郡奈井江町字奈井江町 87番地51
家屋 番号 87番51
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 59.62平方メートル
2階 51.48平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 6月 4日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 横 山 和 弘

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 空知郡奈井江町字奈井江町 |
| | 地 番 | 87番51 |
| | 地 目 | 雑種地 |
| | 地 積 | 331平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地 |
| 2 | 所 在 | 空知郡奈井江町字奈井江町 87番地51 |
| | 家屋 番号 | 87番51 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.62平方メートル
2階 51.48平方メートル |

令和7年(ケ)第20001号
令和 7年 2月13日受理
令和 7年 4月 7日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---------------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 空知郡奈井江町字奈井江町 | |
| | 地 番 | 87番51 | |
| | 地 目 | 雑種地 | |
| | 地 積 | 331平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 空知郡奈井江町字奈井江町 87番地51 | |
| | 家屋 番号 | 87番51 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 59.62平方メートル |
| | | 2階 | 51.48平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地 (物件1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:			
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地関係（物件1）

- 1 本土地の境界標等は、確認できなかった。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 本土地は、おおむね平坦地である。周囲の土地とは、おおむね等高に接面している（写真①⑨参照）。
- 3 本土地は、南西側で舗装町道に接している（土地建物位置関係図参照）。
- 4 本土地の一部は、アスファルト舗装がなされている（土地建物位置関係図及び写真①⑨参照）。

■建物関係（物件2）

- 1 本建物内部は、おおむね経年相当（平成29年8月15日新築）の劣化状況であり、次の事項を除き、目視の範囲では特に目立った損傷等は確認できなかった（建物間取図及び写真②～⑤参照）。
 - (1) 1階居間の床に、飼っていた犬が原因と思われる剥がれが見られた（写真⑥参照）。
 - (2) 2階廊下東側の窓付近の内壁に、亀裂が見られた（写真⑦参照）。
 - (3) 調査日現在、本建物内に木製テーブル及び椅子が残置されていた（写真②参照）。
- 2 本建物の外壁には、特に目立った損傷等は見られなかった（写真①参照）。
なお、北側外壁に設置されている排気口が損傷していた（写真⑧参照）。
- 3 本建物の北西側に、スチール製仮設物置1（約4.07平方メートル）が、北東側にスチール製仮設物置2（約3.75平方メートル）がそれぞれ存在する（土地建物位置関係図及び写真①⑨参照）。いずれもAの所有である。
なお、調査日現在、スチール製仮設物置1内に、草刈り機などが残置されていた。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 現在、私は本建物には住んでいません。本建物内にある家具などは、ほぼ運び出しが完了した状況です。本建物内には、テーブル等が、仮設プレハブ物置1内には、草刈り機などがまだ残っています。 2 これまで、本建物を増改築や改装等をしたことはありません。 3 以前、本建物内で犬を一匹飼っていましたが、尿などで1階の床が一部剥がれています。これ以外は、本建物に住んでいて特に不具合を感じることはありません。 4 アスファルト部分に、ロードヒーティングは施工されていません。 5 仮設プレハブ物置2個は、いずれも私のものです。 6 立入調査に、私は立ち会えませんが、鍵をお貸ししますので、適宜調査を実施してください。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

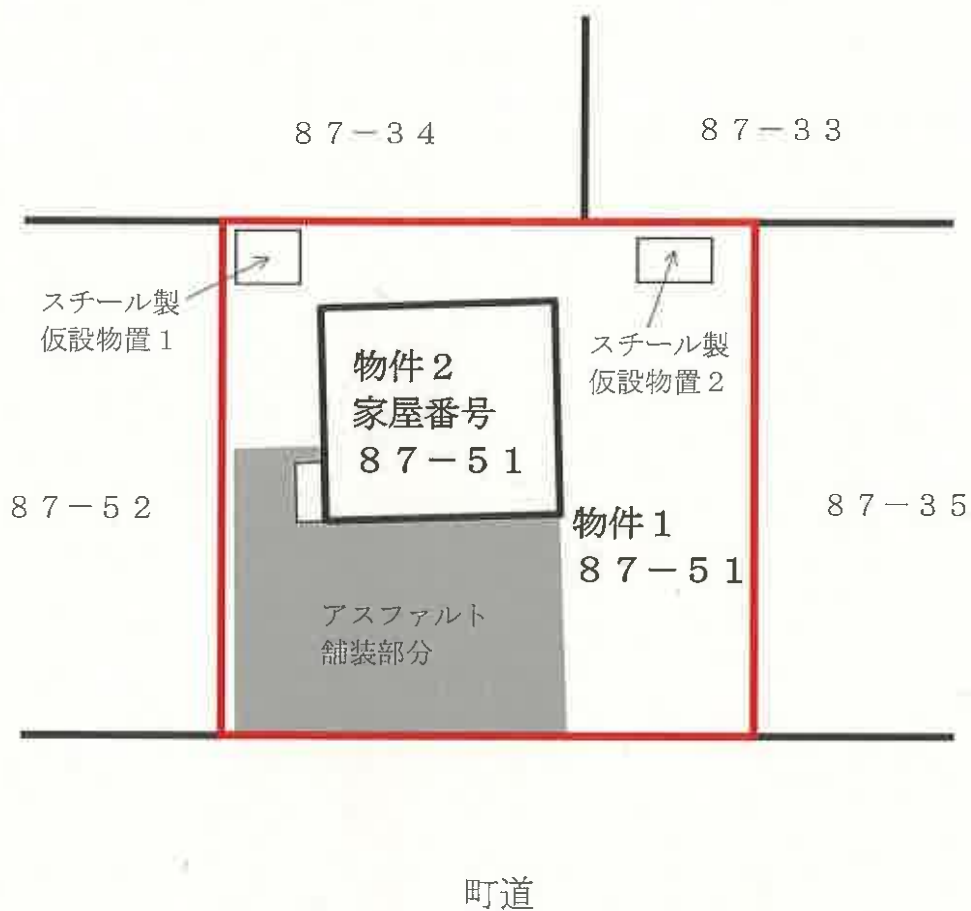
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年3月5日（水） 9：40－10：10	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、事務連絡投函
7年3月5日（水） 10：25－10：45	奈井江町役場町民生活 課税務係	建物図面取得
7年3月12日（水） 10：00－10：15	物件所在地	外部調査、写真撮影、立入調査期日通知
7年3月21日（金） 11：40－11：50	当庁（電話）	Aから聴取
7年3月25日（火） ： ー ：	当庁（インターネット）	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）
7年3月27日（木） 12：45－13：40	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
年 月 日（ ） ： ー ：		
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年3月27日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、Aから借用した鍵で解錠して、立ち入った。 なお、鍵の不具合等が予想されたため、解錠技術者を同行した。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



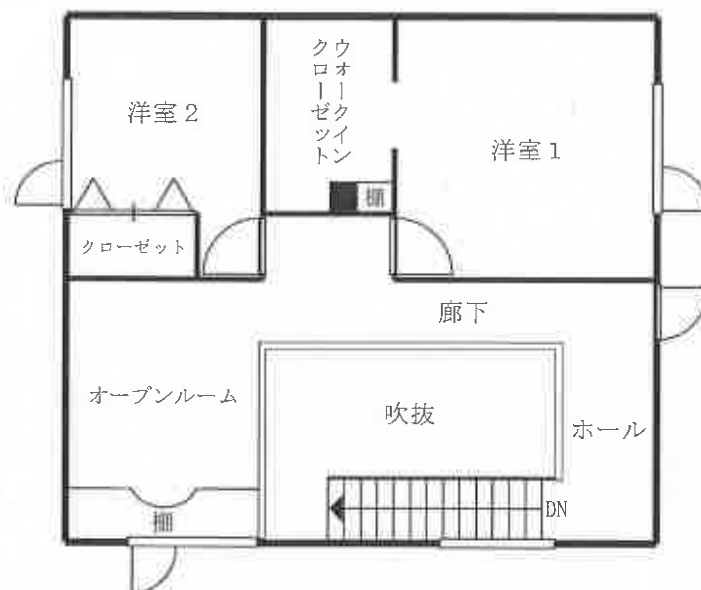
縮尺：1／250



建物間取図



1階



2階

①本物件の外観

スチール製仮設
物置1



②居間



③台所



④浴室



⑤洋室1



⑥居間の床の状況



⑦2階廊下東側窓付近の亀裂の状況



⑧北側外壁の排気口の損傷状況



⑨スチール製仮設物置2





令和7年(ケ)第20001号
令和7年3月27日現地調査
令和7年4月15日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

前 川 忠 男

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,920,000 円	
内 訳 価 格	
物件1	金 460,000 円
物件2	金 8,460,000 円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則考慮していない。
3. 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	空知郡奈井江町字奈井江町 87番51 雑種地 331㎡	宅地
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	空知郡奈井江町字奈井江町87番地51 87番51 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 59.62㎡ 2階 51.48㎡	同左
番号	特記事項		
1・2	本文参照。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ函館本線「奈井江」駅の北方道路距離約８００ｍ、バス停「１４号線」（北海道中央バス）の北東方道路距離約３８０ｍに所在。	
付 近 の 状 況	受命物件付近は、国道背後に低層一般住宅及び倉庫等が建ち並ぶ地域で、環境の程度は普通と見込む。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 準工業地域 ６０％ ２００％ － 北海道景観条例
画 地 条 件 (形 状 等)	間口約１８．６ｍ、奥行約１７．８ｍ、規模３３１㎡の略正方形の中間画地で、画地内は概ね平坦と見込む。	
接 面 道 路	南西側が認定幅員約９．５ｍの舗装町道（建築基準法第４２条１項１号道路）に概ね等高に接面する。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件２の敷地として利用されている。 隣地は一般住宅等の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり	
特 記 事 項	・現地調査及び土地登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ・境界標は確認することができなかった。概測を行った結果、概ね法務局備付図面のとおりと推察されるものの、正確には専門家による測量を要する。 ・北海道教育委員会「北の遺跡案内」によると、物件１は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。 ・アスファルト舗装部分がある。 (詳細は執行官の現況調査報告書、附属資料土地建物位置関係図参照)	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成29年8月15日新築 経過年数 約8年 経済的残存耐用年数 約22年
仕 様	構 造：木造 屋 根：合金メッキ鋼板ぶき 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床 ：フローリング等 設 備：給排水、電気、IHクッキングヒーター、冷暖房等 その他：特にない
床面積（現況）	第3項目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：2LDK＋オープンルーム＋納戸 （詳細は附属資料建物間取図参照）
品 等	中位
保守管理の状態	現況空家で、保守管理の状態は劣る。全体的に経年相応の破損等が認められ、主な箇所は以下のとおりである。（詳細は執行官の現況調査報告書を参照） ・居間の床の一部にペットによるものと推察される剥がれが見られた。 ・2階廊下の東側窓付近の内壁に亀裂がある。 ・北側外壁の排気口が損傷している。 ・室内には木製テーブル、椅子等が残置されていた。 以上から、諸設備の総点検及び相応の修繕が必要と判断される。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	・奈井江町役場の担当者によると、新築時の建築確認済証及び工事完了検査済証の交付を受けているとの事である。 ・現況空家であり、給排水、電気、冷暖房等の諸設備については動作確認ができず、使用可能かどうかは不明である。 ・スチール製仮設物置1（約4.07㎡）及びスチール製仮設物置2（約3.75㎡）がある。 （詳細は執行官の現況調査報告書、附属資料土地建物位置関係図参照）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	4,500	1.00	331	0.90	1,341,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の基準地等との規準、比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量のうえ、標準画地価格を4,500円/㎡と査定した。

イ 個別格差：ない

※アスファルト舗装については、標準画地価格に含めて査定した。

ウ 地積：登記記載による

エ 建付減価：敷地との適応等を考慮して建付減価を10%と判断した。

② 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、スチール製仮設物置1・2の価格は本体価格に含めて評価した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物の価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ=エ
2	245,000	111.10	0.62	16,876,000

イ 現況延床面積：登記数量による

ウ 現価率：経済的残存耐用年数22年、経済的全耐用年数30年、観察減価－15%

$$22\text{年}/30\text{年} \times (1 - 0.15) = 0.62$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	1,341,000	0.30	法定地上権	402,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ× エ×オーカ
1	1,341,000	-402,000		0.7	0.7	—	460,000
2	16,876,000	+402,000		0.7	0.7	—	8,460,000
一括価格 (合計)							8,920,000

ウ 占有減価修正：ない。

エ 市場性修正：奈井江町におけるこの種中古不動産の需給動向等を総合的に勘案のうえ、市場性修正として0.7を乗じた。

オ 競売市場修正：第2項評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量のうえ、競売市場修正として0.7を乗じた。

カ その他の控除減価：ない。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 奈井江－1

所 在：空知郡奈井江町字奈井江町227番56

価 格：5,300円/㎡

位 置：JR函館本線「奈井江」駅の北方道路距離約800mに位置する。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：341㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：東側9m町道に接面

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域・第1種中高層住居専用地域
建蔽率60％・容積率150％

地 域 の 概 要：中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 809,295円

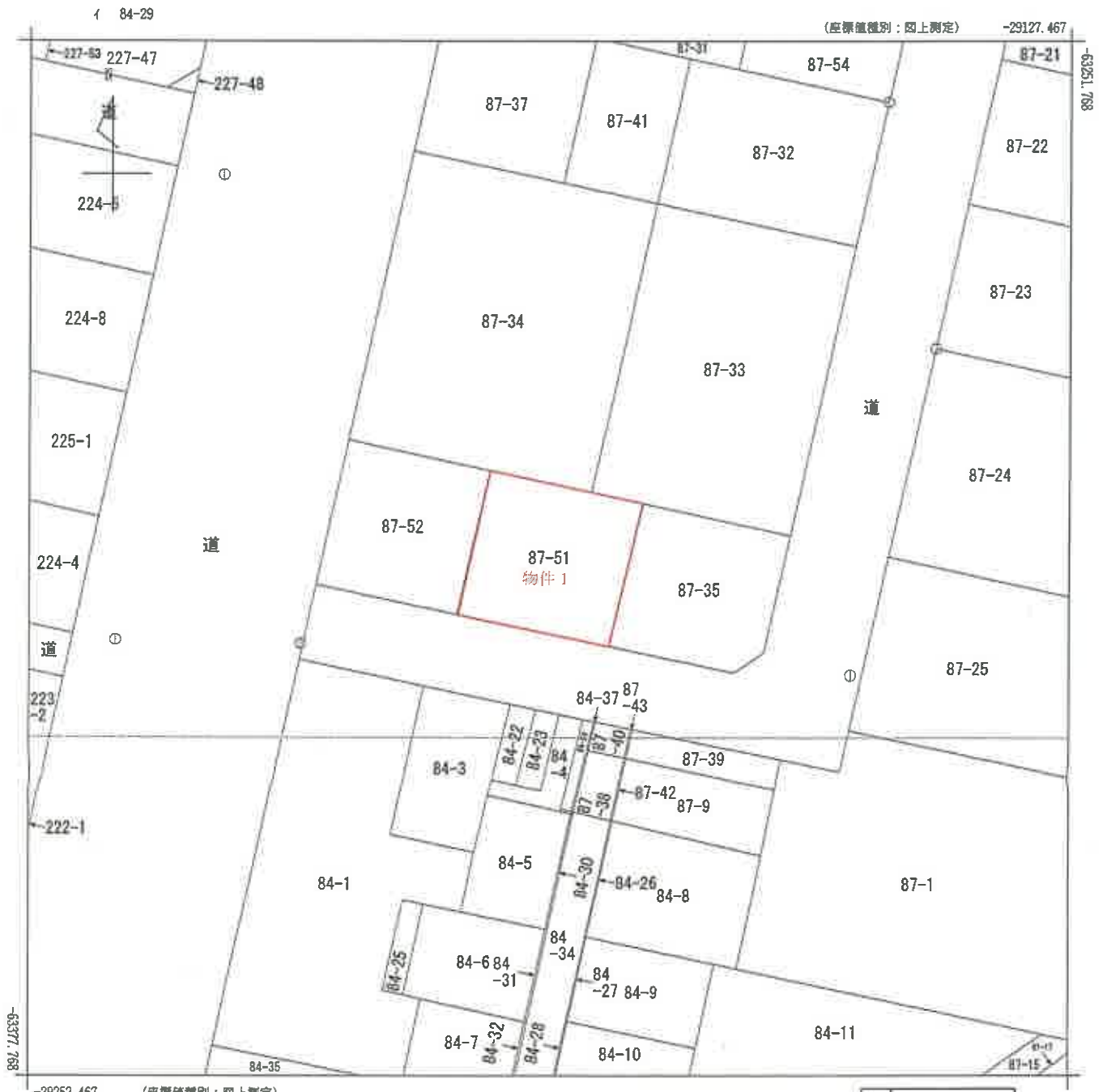
物件2 5,827,702円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



地番区域見出
字奈井江町

請求部	所在	空知郡奈井江町字奈井江町				地番	87番51			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和58年3月				備付年月日(原図)	昭和61年10月31日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄)
令和7年1月9日
札幌法務局

公図写

地図整理番号：M24371

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成22年4月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄)
令和7年1月9日 札幌法務局

登記官

地図整理番号：M24372
※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

図面
測量
土地
面積

地番
87-35 87-51
87-52

土地の所在
空知郡奈井江町字奈井江町

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名	境界線の種類	境界線の記号又は点名
R23-4	既設	コンクリート原	エムビレ
	新設	A	001-2
与点の種類	公共基準点	口図	基点
	八、登記基準点		二

点	名	X	Y
三ノ角点 新設		-63295.460	-29350.199
四ノ角点 新設		-64254.025	-27090.575

更正前 977.31 m²
更正後 962.5545320 m²

求積表

地番	NO.	X ⁿ	Y ⁿ	X ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹	(Y ⁿ⁺¹ - Y ⁿ)	距離
87-35	D2	-63328.588	-29168.040	-1174871.964576			15.263
	D3	-63326.245	-29164.419	-427578.808240			4.313
	D43	-63311.991	-29161.288	934864.859106			14.594
	M6	-63308.109	-29179.185	1372709.727447			18.313
	M5	-63325.422	-29182.971	-705761.828190			17.722
			合計	-638.012453			
			合計面積	319.0082265			m ²

地番	NO.	X ⁿ	Y ⁿ	X ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹	(Y ⁿ⁺¹ - Y ⁿ)	距離
87-51	M5	-63325.422	-29182.971	-1393982.514486			18.632
	M6	-63308.109	-29179.185	913029.547998			17.722
	M4	-63304.159	-29197.393	1393514.452067			18.632
	M3	-63321.557	-29201.198	-913223.495054			17.809
			合計	-662.009475			
			合計面積	331.0047375			m ²

地番	NO.	X ⁿ	Y ⁿ	X ⁿ⁺¹	Y ⁿ⁺¹	(Y ⁿ⁺¹ - Y ⁿ)	距離
87-52	M3	-63321.557	-29201.198	-1325573.474238			17.510
	M4	-63304.159	-29197.393	842325.139654			17.809
	D51-2	-63300.447	-29214.504	1325131.557498			17.509
	D1	-63317.925	-29218.327	-842508.310050			17.891
			合計	-625.087136			
			合計面積	312.5435680			m ²

合計面積 962.5545320 m²



町道北町企業団地3号線

官公署証明番号 平成 年 月 日

作成者 土地家屋調査士 719



申請人

縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

地籍測量図写

1119 & 3000K

登記年月日：平成29年8月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局施川支局管轄)

令和7年1月9日 札幌法務局

登記官

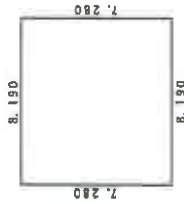
各階平面図

家屋番号 87番51

建物図面

建物の所在 空知郡奈井江町字奈井江町87番地51

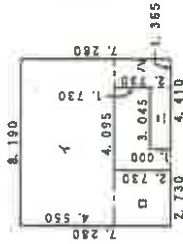
1階



求積表

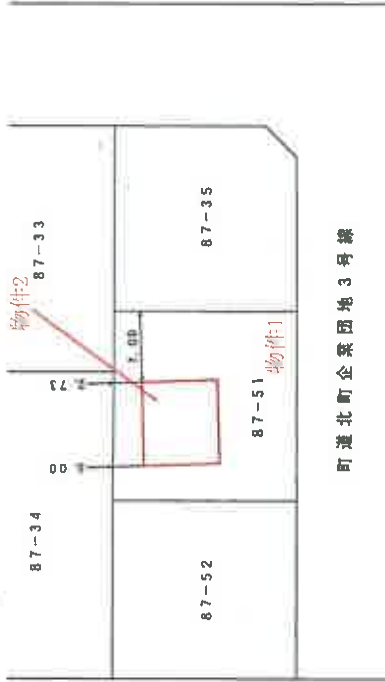
8.190 × 7.280 = 59.623200
合計 59.623200
床面積 59.62 m²

2階



求積表

イ 8.190 × 4.550 = 37.264500
ロ 2.730 × 2.730 = 7.452900
ハ 1.365 × 2.730 = 3.726450
ニ 3.045 × 1.000 = 3.045000
合計 51.488850
床面積 51.48 m²



国道十二号線

町道北町企業団地3号線

作成者 (平成29年8月15日作成)

上地調査士
家屋調査士

縮尺 1/250

1/

申請人

縮尺 1/500

1/



(札幌土地家屋調査士会用紙)

建物図面写

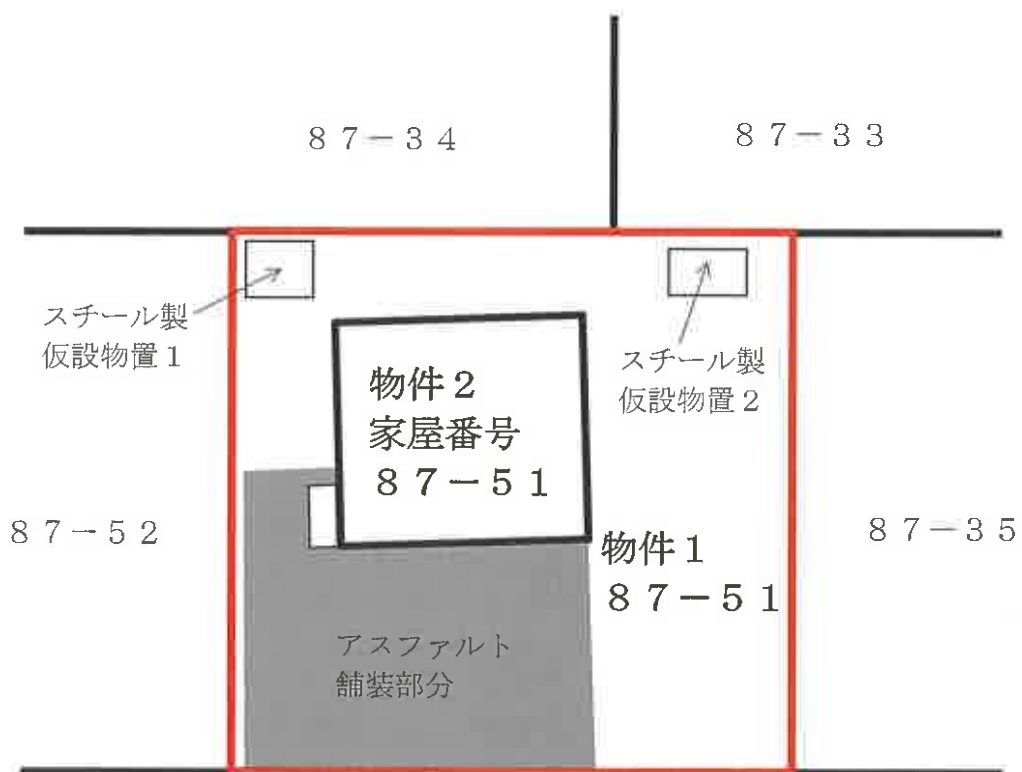
地図整理番号：124373

※本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

土地建物位置関係図



縮尺：1／250

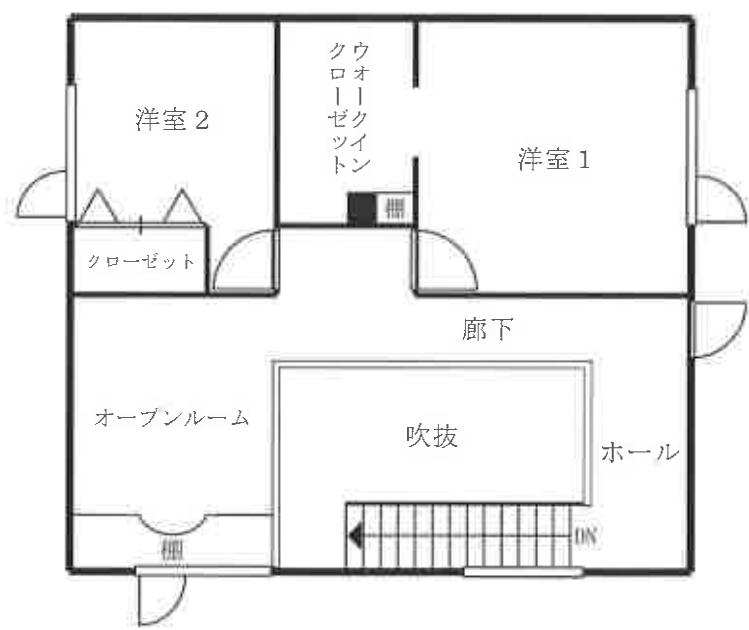


町道

建物間取図



1階



2階